

第8章 地域一体で文化財の保存・活用を支える仕組みづくり

1 文化財の保存・活用を支える仕組みづくりに関する課題

本計画作成に向けて実施した指定等文化財の所有者・管理者に対するアンケート調査（以下、アンケート調査とする。）やこれまでの文化財行政の運営などを通して明らかとなった地域一体で文化財の保存・活用を支える仕組みづくりに関する課題を以下に整理します。

1) 人材の確保・育成に関する課題

① 所有者・管理者の支援に関する課題

現在、^{ほんじょう}本市では、教育委員会事務局文化財保護課が文化財保護行政を所管しています。しかし、文化財の所有者・管理者が抱える保存・活用に関する懸念事項への支援体制が整備されていません。アンケート調査においても、文化財の価値を損わずに保存修理を行う際に、行政に信頼できる専門家や業者の指定・紹介を求める意見が挙げられました。所有者・管理者から挙げられた懸念事項の中には、行政だけでなく専門家、団体との連携して対応すべきものもあります。しかしながら、現状では指導・アドバイス等の支援を受ける、又は必要な措置を委託するための実施体制が定まっています。

② 保存・活用の市民参加に関する課題

市民が文化財の保存・活用に関わる機会の減少が課題となっています。

全国的な人口減少・少子高齢化社会にも関わらず、本市の人口は直近30年間、8万人前後で維持されています。これは、本市が都心部を中心としたベッドタウンとして発展してきた経緯があり、住宅団地や新興住宅地などの開発による新住民の増加が背景にあります。一方で、移住等に伴って文化財（特に地縁・血縁等の縁故を基盤とする民俗文化財）の保存・活用に対する市民意識の希薄となり、市民による文化財の保存だけでなく、来街者に対する本市の歴史文化の紹介といった活用への積極的な参加が減少しています。また、文化財の保存・活用に関する市民の活動について取り上げられる機会が少なく、広く認知されていません。

③ 保存・活用の人材育成に関する課題

文化財の調査・保存・活用を担う次世代の人材が不足しています。今後は、少子高齢化や人口減少に伴い人材不足に拍車がかかることも懸念されています。既に人材不足による影響が顕在化している事例もあり、無形の民俗文化財の保護団体では、高齢者から若者へ文化財の継承ができていません。また、郷土史家をはじめとする地元の研究者が高齢化し文化財の調査・保存・活用を担う人材の不足が懸念されているにもかかわらず、次世代の人材育成が滞っていることなどが喫緊の課題として挙げられます。

2) 体制・仕組みの課題

① 市の体制に関する課題

文化財の調査・研究や本計画を含めた保存・活用を推進する市の体制が十分に整っていません。職員の世代交代を念頭に置いた学芸員採用が行われなかったため、専門職員の不足や調査・研究事業の停滞といった課題が顕在化しつつあります。

② 地域連携に関する課題

本市には早稲田大学本庄キャンパスが所在し、平成17（2005）年に早稲田大学と本市は協働連携に関する基本協定書を締結しました。この協定では、地域社会の発展や地域経済の振興を積極的に推進し、

早稲田大学と本市との相互連携により、豊かな地域社会を創造することを目的としています。今後は、同協定を文化財の保存・活用にも拡大・発展させていくことが必要です。また、早稲田大学との連携に加え、市内教育機関との連携などにより、若者の文化財に対する興味・関心の創出が求められます。

このほかの課題として、次のものが挙げられます。保存活用団体や研究機関等との連携が取れていないため、行政以外が主体となって実施した調査結果や研究成果を行政が把握・活用できていません。また、文化財の所有者・管理者が各々で保存・継承にあたっているため地域社会総がかりで協力しながら文化財の保存・活用を行う視点が欠けています。そして、様々な団体による文化財の保存・活用に関する活動が市民に広く周知されていません。これらの課題は、地域社会総がかりによる文化財の保存・活用の推進に向けた産学官民の情報共有・協力体制が整備されていないことに起因するものと考えられます。

③ 財源の確保・資金調達に関する課題

アンケート調査では、文化財の保存に関する資金調達に苦慮する意見が非常に多く挙げられました。文化財の保存には、行政からの補助金以上の金額が必要となるため、財源不足が指定等文化財の保存の妨げであることは明らかです。一方で、未指定文化財には、法令による保護・補助制度がありません。保存に向けた熱意があっても、所有者の自己負担のみで未指定文化財を守り伝えるには限界があり、現状では解体・滅失に歯止めをかけることができません。文化財は個人の所有物であるものであっても、地域の歴史文化を伝える共有財産でもあるため、地域全体でその価値を共有し、保存・活用のための資金調達の手法・仕組みづくりが必要です。

④ 広域連携に関する課題

近隣市町との連携が不足しているため、近隣市町の歴史文化にも関係する文化財について効果的な活用ができていません。歴史文化は市町村区分によって分断されるものではなく、近隣市町との相互関係によって理解や普及の促進につなげることが可能です。本市の様々な文化財の価値・歴史文化の特徴を近隣の市町や県境を越えた広域圏で捉える視点や保存・活用の手法検討が必要です。

2 文化財の保存・活用を支える仕組みづくりに関する方針

前項で整理した課題の解決に向けて、地域一体で文化財の保存・活用を支える仕組みづくりの方針を以下に整理します。

1) 人材の確保・育成に関する方針

① 所有者・管理者の支援に関する方針

【文化財の所有者や保護団体を支援する体制を整えます】

文化財の所有者や保護団体による自主的かつ率先した保存・活用の推進に向けて、相談窓口を設け、支援策を提案します。

保存・活用の推進に向けては、行政だけでは対応できない様々な課題が想定されます。文化財の特徴に整合した専門家・団体との連携や指導・アドバイス等を受けられる協力体制を整備します。

② 保存・活用の市民参加に関する方針

【文化財保護を「みんなが参加する楽しみ」に変えていきます】

文化財をより広く市民に近い存在として認識してもらうため、市民による新たな文化財の発見、活用方法の公募を行う体制を整備します。

文化財の保存・活用を通じた交流人口の拡大、市民と来街者の交流促進を目的に、市民による文化財

の理解、愛着の醸成、来街者に向けた市民によるホスピタリティの向上を図ります。

文化財の保存・活用に貢献する市民・団体の活動について、広報・顕彰などによる周知を図り、活動の楽しみ・やりがいを創出し、市民参加者の増加につなげます。

③ 保存・活用の人材育成に関する方針

【次代の文化財の保存・活用を担う人材を育成します】

本市の歴史文化について調査研究を行う新たな人材を育成するとともに、調査研究の結果を広くまちづくり活動へ活用できるような体制を整備します。

2) 体制・仕組みに関する方針

① 市の体制に関する方針

【庁内の体制を整備します】

本市の歴史文化の特徴に合わせた専門職員の確保・育成を通して、調査・研究（本庄市郷土叢書^{そうしよ}など研究報告書の刊行等）、文化財の保存・活用事業を推進します。

② 地域連携に関する方針

【産学官民による協力体制の整備に取り組みます】

文化財の保存・活用をまちづくりの一環と捉え、行政の補助・支援のみに頼らない、産学官民が協力した地域社会総がかりによる文化財の保存・活用に向けた体制整備を目指します。

教育機関との連携を通して、学生に対して文化財の保存・活用に対する興味・関心の創出を促し、次代の文化財の保存・活用を担う人材の育成を図ります。

保存活用団体（まちづくり団体、NPO 法人、市民活動団体、自治会等）との協力・連携体制を整え、文化財の保存・活用の持続性を確保します。

文化財の保存・活用に関する様々な活動を市民へ周知し、希望者の参加を促す体制を整えます。

③ 財源の確保・資金調達に関する方針

【文化財保護に向けた資金調達の方法を検討します】

公的補助のみに頼らない、文化財の保存・活用に向けた多角的な資金調達の方法を検討し、所有者や個々の文化財の特徴や置かれた状況に則して複数の手法から選択できる仕組みを目指します。

④ 広域連携に関する方針

【近隣市町村との連携を強化します】

近隣市町村と共通のテーマ・ストーリーによる保存・活用の方策を協議します。

3 文化財の保存・活用を支える仕組みづくりに関する措置

前項で定めた方針に対する具体的な措置を〔表 8-1〕に示し、地域一体で文化財の保存・活用を支える仕組みづくりに関するアクションプランとします。

事業実施の財源については、市費、県費、国費（文化財補助金やデジタル田園都市国家構想交付金等）の利用を検討していきます。

表 8-1 地域一体で文化財の保存・継承を支える仕組みづくりに関する措置一覧

基本方針	目的	事業番号	事業名	事業内容	事業計画期間			取組主体				財源	
					前期	中期	後期	行政	専門家 大学等	所有者 管理者	市民		団体
基本方針4 地域一体で文化財の保存・活用を支える仕組みを整えます	人材の確保・育成	文化財の所有者や保護団体を支援する体制を整えます											
		4-①	文化財相談窓口の設置	庁内に文化財の保存・活用に関する窓口を設置し、情報の一元化を図る。行政と専門家の連携体制を築き、所有者が専門家から保存に関する指導を得られる体制づくりを行う。	■	■	■	○	○				市費
		4-②	文化財保存活用支援団体指定制度の創設	文化財保護法第192条の2の規定に基づく、文化財保存活用支援団体の指定制度を創設し、行政と民間の円滑な連携によって、市内文化財の保存・活用等の推進を図る。	■	■	■	○	○		○	市費	
		文化財保護を「みんなが参加する楽しみ」に変えていきます											
		4-③	市民協働による文化財保存・活用事業	市民遺産制度を創設し、市民自らが保存・活用すべき文化財を選出する。活用事業提案を公募し、市民が望む活用方法を模索する。	■	■	■	○		○	○	市費	
		4-④	文化財案内ボランティア育成事業	市内文化財の周遊ガイド、又は解説員が常駐しない文化財施設等のボランティアガイドの育成を支援する。	■	■	■	○			○	市費	
		4-⑤	顕彰制度の創設	文化財の保存・活用に貢献した市民・団体の功績に対する顕彰制度を設ける。	■	■	■	○			○	市費	
		次代の文化財の保存・活用を担う人材を育成します											
		4-⑥	次世代の専門人材育成事業	市内の文化財調査や研究活動の機会を利用し、文化財に対する専門知識を有する人材の育成を支援する。	■	■	■	○	○		○	国・県・市補助	
		体制・仕組み		庁内の体制を整備します									
4-⑦	専門職員の採用と育成			市の歴史文化の特徴を踏まえて必要とされる分野の専門職員を採用し、文化財の保存・活用（調査・研究・管理等）の専門員として育成する。	■	■	■	○				市費	
産学官民による協力体制の整備に取り組みます													
4-⑧	文化財ネットワーク組織整備事業			文化財の保存・活用に関する産学官民のネットワーク組織を整備し、様々な地域連携事業を推進する。各団体が実施する活動とその成果を、市民や団体間で共有する体制を整える。市は必要に応じた支援制度を検討する。	■	■	■	○	○	○	○	市費	
文化財保護に向けた資金調達の方法を検討します													
4-⑨	資金調達の仕組みづくり			文化財保護基金の創設検討のほか、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税など公的補助のみに頼らない文化財を保存・活用するための資金調達の仕組みを検討する。	■	■	■	○	○	○	○	市費	
近隣市町村との連携を強化します													
4-⑩	関連文化財群広域連携事業			世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」、埼玉ゆかりの3偉人（渋沢栄一・塙保己一・荻野吟子）など、近隣市町村との連携を視野に入れた関連文化財群の活用・発信を推進する。	■	■	■	○	○	○	○	市費	

凡例 ◆事業計画期間 前期：令和5（2023）～令和7（2025）年度 中期：令和8（2026）～令和11（2029）年度
後期：令和12（2030）～令和14（2032）年度

◆取組主体 行政：本庄市（国、埼玉県との協働を含む） 市民：本庄市民
専門家・大学等：大学、博物館、研究者など 団体：保存活用支援団体、市民活動団体、
所有者・管理者：文化財の所有者・管理者・保護団体など 各種団体、協議会、企業など
◎：主として取り組む主体 ○：協力して取り組む主体

※措置の具体的な内容を「第9章 文化財の一体的・総合的な保存と活用」に示したものがあ

4 文化財の保存・活用を支える仕組みづくりに関する体制とその整備

地域一体で文化財の保存・活用を支える仕組みづくりにおいて、文化財保護課が中心となって、行政、専門家・大学等、所有者・管理者、市民、団体らが地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組む体制の整備を目標として、以下の方針に則して進めていきます。

人材の確保・育成については、文化財保護課と市民、団体が連携して取組を進めます。

文化財相談窓口の設置にむけて取り組みます。また、文化財保存活用支援団体指定制度を創設し、保存活用支援団体の指定を目指します。

文化財の保存・活用に関する市民協働については、行政が市民活動の契機を設け、市民、団体による自主的な活動への移行を図り、顕彰制度の創設によって活動のやりがいへとつなげます。

人材育成については、市民、団体を主体として、個々の活動に対して行政や専門家・大学等が育成の場を提供する形で支援します。

行政、専門家・大学等、所有者・管理者、市民、団体らが参加する文化財ネットワーク組織を整備し、文化財の保存・活用に関わる事業での地域連携の推進を図ります。

文化財の保存・活用に必要な資金調達については、行政が公的補助にのみにとどまらない資金調達の仕組みを検討し、所有者・管理者への情報提供を行い、様々な人や団体が保存・活用を資金によって応援する体制を目指します。

より広い枠組によって活用が推進されるべき文化財については、行政や団体が他市町村との連携を調整し、保存・活用を推進することで、文化財の潜在的価値を引き出し、市町村の相互発展を目指します。

各取組主体（行政、専門家・大学等、所有者・管理者、市民、団体）らがどのような役割を持ち、また、どのように連携を図る必要があるのか、[表 8-2] に整理します。

表 8-2 地域一体で文化財の保存・継承を支える仕組みづくりに関する取組主体ごとの役割

取組主体	役割	対象
行政	文化財相談窓口の設置	
	文化財の保存・活用に関する指導依頼	⇒ 専門家・大学等
	文化財保存活用支援団体制度の創設	
	市民活用事業の公募	⇒ 市民
	ボランティアガイドの育成支援	⇒ 市民
	保存・活用活動に関する顕彰制度の創設及び実施	
	専門人材の育成支援	
	専門職員の採用と育成	
	文化財ネットワーク組織の編成と支援制度の創設	
	資金調達の仕組みづくり	
	文化財の広域連携の検討	
専門家 大学等	文化財の保存・活用に関する指導	⇒ 所有者・管理者
	文化財保存活用支援団体への助言・支援	⇒ 所有者・管理者
	専門人材の育成支援	
	文化財ネットワーク組織への参画	
	資金調達の仕組みづくりの支援	⇒ 行政
	文化財の広域連携への助言・支援	⇒ 行政
所有者 管理者	文化財ネットワーク組織への参画	
	資金調達の実行	
	文化財の広域連携への協力	⇒ 行政
市民	市民活用事業の検討・応募	⇒ 行政
	ボランティアガイドへの応募・実行	⇒ 行政
	専門人材の育成	
	文化財ネットワーク組織への参画	
	資金の供出	
団体	文化財保存・活用活動の実行	
	ボランティアガイドへの応募・実行	⇒ 行政
	専門人材の育成	
	文化財ネットワーク組織への参画	
	資金の供出	
	文化財の広域連携	⇒ 行政

5 本計画の推進体制

第5章から第8章に示した文化財の保存・活用に関わる体制とその整備を整理・総括し、本計画の取組主体と役割の具体案を〔表 8-3〕に、推進体制を〔図 8-1〕に示します。

本計画の推進主体となる本庄市は、関係機関を含めた市内の連携を図りながら、国や埼玉県の指導を仰ぎ、文化財の専門家・大学等、所有者・管理者、市民、関係団体との協働で文化財の保存・活用に取り組めます。また、児玉郡内の市町や県境を越えた市町村の協力体制の強化も図っていきます。

本市の文化財保護行政は、教育委員会事務局文化財保護課が所管しています。本計画に示した文化財の保存・活用に関する取組を実施するため、文化財専門員の確保と育成に努めます。

文化財の保存・活用の取組は多岐にわたり、文化財保護課のみでは実行に限界があることから、関係部署と分担して取組を進め、連携と情報共有に向けた「(仮称)文化財保存活用地域計画市内連絡会」の設置を検討します。また、文化財は地域の共有財産であることから、行政と文化財の所有者・管理者だけでなく、専門家・大学等、市民、団体(民間事業者等)がそれぞれの役割分担のもとで協働して保存・活用に取り組むことを目指します。

本計画の推進に向けては、学識経験者、地域の代表、商工・観光団体、行政関係者など、多様な主体の参画を得て構成する「(仮称)本庄市文化財保存活用地域計画推進協議会」を設置します。文化財の保存・活用に関する産学官民のネットワークを組織することで、各団体が実施する活動とその成果を共有し、新たな地域連携事業の推進を図ります。

表 8-3 文化財の保存・活用に関わる取組主体と役割の具体案

行政(本庄市)		
教育委員会事務局	学校教育課	学校教育に関する指導
	生涯学習課	生涯学習の推進、所管施設の管理 等
	文化財保護課	文化財の保存・活用、埋蔵文化財の調査、文化財の調査・研究、文化財に関わる活動の情報発信、塙保己一の顕彰活動、所管施設の管理 等 事務職7人、専門職4人(うち、3人は埋蔵文化財の発掘業務を担当)
企画財政部	企画課	総合的施策(総合振興計画・総合戦略)の企画・調整 等
	広報課	広報ほんじょうの発行、歴史文化に関する広報 等
市民生活部	市民活動推進課	市民活動の支援、市民協働の推進、所管施設の管理 等 所管施設:本庄市市民活動交流センター(はにぼんプラザ)、日本庄商業銀行煉瓦倉庫 等
	危機管理課	市民の安全に関する事業、防災・防犯に関する啓発・指導 等
	支所総務課	児玉地域の地域振興、所管施設の管理 所管施設:アスピーアこだま 等
経済環境部	商工観光課	観光振興、観光地域づくり 等
	農政課	農業振興、農産物の魅力発信、所管施設の管理 等 所管施設:本庄市あさひ多目的研修センター 等
	支所環境産業課	児玉地域の産業振興、所管施設の管理 所管施設:本庄市ふれあいの里いずみ亭(地域資源活用総合交流促進施設)
都市整備部	道路管理課	道路、河川、その他の土木に関する管理 等
	都市計画課	都市計画、緑地・公園に関する管理、デマンドバス(はにぼん号・もといずみ号) 等
	営繕住宅課	(文化財建造物を含む)所管施設の管理 等
	市街地整備室	中心市街地の活性化、土地区画整理事業(本庄駅北口周辺整備基本計画) 等

行政（本庄市）	
本庄早稲田の杜ミュージアム	市の歴史・文化、早稲田大学所蔵の文化財の公開
競進社模範蚕室	木村九蔵及び競進社に関する資料の展示
塙保己一記念館（アスピアこだま内）	塙保己一の遺品及び関係資料（県指定有形文化財）を収蔵・展示
本庄市民活動交流センター（はにぼんプラザ）	本庄まつりの前後（8～1月）、展示ホールで本庄の山車を展示
旧本庄商業銀行煉瓦倉庫	1階を交流・展示施設として活用
本庄市立図書館・本庄市立図書館児玉分館	地域資料の収集・提供

行政（関連組織）	
本庄市文化財保護審議会 （学識経験者等7名で組織） （令和5（2023）年3月時点）	文化財の指定及び解除
	指定文化財の保存修理又はき損防止の措置
	指定文化財の現状変更の許可及び環境保全のために必要な措置等の勧告

行政（埼玉県や域外の関係機関等との連携）	
国・県	文化庁、埼玉県教育局文化資源課
県立博物館等	埼玉県立歴史と民俗の博物館、埼玉県立自然の博物館、埼玉県さきたま史跡の博物館、埼玉県立川の博物館、埼玉県嵐山史跡の博物館、埼玉県近代美術館、埼玉県立文書館
県関係機関	本庄警察署、児玉警察署
近隣市町村	（埼玉県）深谷市、皆野町、長瀬町、美里町、神川町、上里町 （群馬県）伊勢崎市
一部事務組合	児玉郡市広域消防本部

行政（今後設置・指定を計画する組織）	
本庄市文化財保存活用地域計画庁内連絡会	文化財の保存・活用の取組の分担・連携・情報共有・進捗管理 等
本庄市文化財保護指導員	文化財の巡回点検（モニタリング）、適正な保護に関する助言 等
本庄市文化財保存活用支援団体	行政と民間の円滑な連携、市内文化財の保存・活用等の推進 等
本庄市文化財保存活用地域計画推進協議会	各団体が実施する活動と成果の共有、進捗管理と評価、新たな地域連携事業の推進 等

専門家・大学等	
早稲田大学（本庄キャンパス） 早稲田大学本庄高等学院	周辺地域と連携した教育・研究活動の展開
埼玉県立児玉高等学校（旧埼玉県立児玉白楊高等学校）	競進社模範蚕室関連資料の管理
市内小中学校	児童生徒に対する地域の歴史文化の特徴に関する教育普及

団体	
本庄市観光協会	観光事業の振興、産業経済及び文化の進展、市民意識の高揚 など
本庄商工会議所	商工事業者の発展と振興、各種祭事・行事・イベント（本庄まつり・祇園まつり・本庄商業祭楽市）支援
児玉商工会	商工業者の支援・育成、まちづくり推進、意見具申活動の展開
一般社団法人埼玉建築士会	埼玉県歴史的建造物の保全・活用専門家（埼玉県ヘリテージマネージャー）
各伝統芸能等保護団体	民俗文化財の保存継承に努める保存会 等
地域コミュニティ団体	自治会、子ども会、老人会 等
市民活動団体	NPO法人、研究団体 等

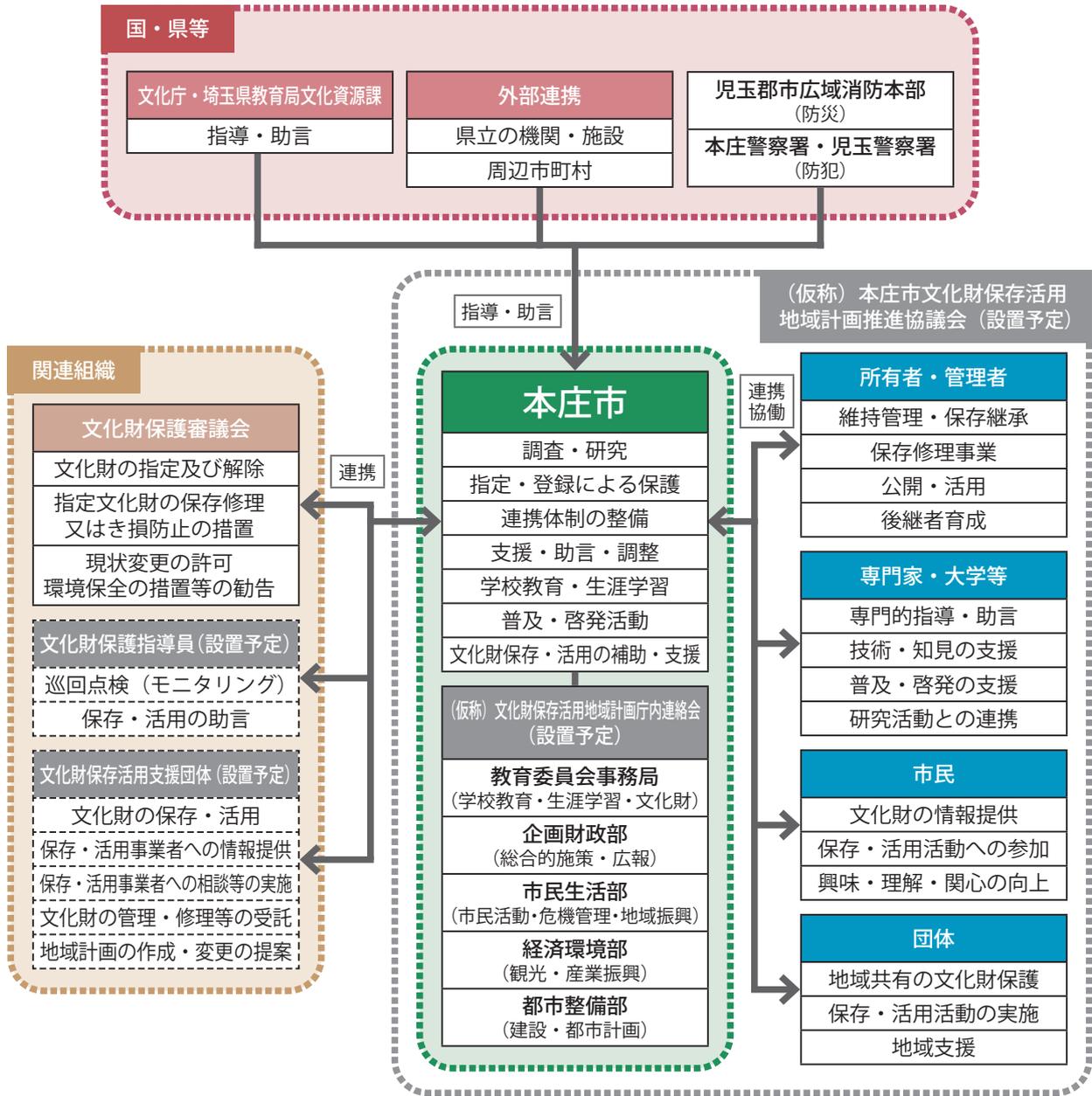


図 8-1 保存・活用推進のための体制図